

令和7年第4回臨時会

相良村議会臨時会会議録

令和7年5月8日

熊本県相良村議会

令和 7 年第 4 回相良村議会臨時会会議録

令和 7 年 5 月 8 日 (木曜日)

午前 10 時 00 分開会

於 会議議場

開議

1. 議事日程 (第 1 号)

臨時議長紹介

臨時議長挨拶

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

議事日程 (第 1 号の追加 1)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長の選挙

日程第 5 議席の一部変更

日程第 6 常任委員会委員の選任

日程第 7 議会運営委員会委員の選任

日程第 8 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙

日程第 9 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙

日程第 10 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 11 川辺川ダム・治水対策特別委員会の設置及び選任

日程第 12 広報発行特別委員会委員の選任

日程第 13 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて

専決第 1 号 相良村税条例の一部を改正する条例の制定について

(質疑・討論・採決)

日程第 14 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて

専決第 2 号 相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(質疑・討論・採決)

日程第 15 承認第 3 号 専決処分の承認を求めるについて

専決第 3 号 令和 6 年度相良村一般会計補正予算(第 8 号)

(質疑・討論・採決)

日程第 16 承認第 4 号 専決処分の承認を求めるについて

専決第 4 号 令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)

- 日程第 17 承認第 5 号 専決処分の承認を求めるについて
専決第 5 号 令和 6 年度相良村介護保険特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 18 承認第 6 号 専決処分の承認を求めるについて
専決第 6 号 令和 6 度相良村後期高齢者医療特別会計補正
予算 (第 4 号)
(質疑・討論・採決)
- 日程第 19 承認第 7 号 専決処分の承認を求めるについて
専決第 7 号 令和 7 年度相良村一般会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・討論・採決)
- 日程第 20 同意第 7 号 相良村監査委員の選任について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 21 閉会中の継続審査申し出の件

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10 名)

1番 古川渉君	6番 坂田朋美君
2番 恒松隆生君	7番 徳田正臣君
3番 嶽木浩則君	8番 黒木正照君
4番 梅山弘君	9番 市岡智恵君
5番 川邊一徳君	10番 永田博人君

3. 欠席議員 (0 名)

4. 説明のため出席した者 (11 名)

村長 吉松啓一君	税務課長 平川千春君
教育長 中村和弘君	教育課長 出合宏光君
総務課長 川邊俊二君	建設課長 大土手寛君
保健福祉課長 平田智博君	農林振興課長 倉田雅弘君
会計管理者 岡村哲臣君	農業委員会 和田耕君
企画商工課長 佐竹淑子君	

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯田昌臣君

開会 午前 10 時

○議会事務局長(磯田昌臣君) おはようございます。議会事務局長の磯田でございます。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の永田博人議員をご紹介します。永田議員、議長席へお願ひいたします。

{「はい。」と、永田博人議員。}

○臨時議長(永田博人議員) おはようございます。ただいま紹介されました、永田でございます。地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまから、令和 7 年第 4 回相良村議会臨時会を開会します。これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第 1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 02 分

再開 午前 10 時 11 分

日程第 2 議長の選挙

○臨時議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 2、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員数は、10 人です。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に、1 番、古川涉議員、

{「はい。」と、1 番議員。}

2 番、恒松隆生議員、

{「はい。」と、2 番議員。}

を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配付}

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配布漏れはありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願い

ます。

{投票}

投票漏れはありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。古川涉議員、恒松隆生議員、開票の立ち会いをお願いします。

{「はい。」と、古川涉議員。}

{開票}

選挙の結果を報告します。投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、永田議員 8 票、徳田議員 2 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、私、永田博人が議長に当選しました。それでは議長に当選しましたので、議長の当選承諾及び挨拶をいたします。ただいま、皆様の信任をえて議長に就任いたしました、永田博人でございます。相良村議会の長として、重責を深く自覚しております、身の引き締まる思いでございます。村民の皆様のご期待に応えられますよう、誠心誠意、職務を全うする覚悟でおります。誠意をもって議会の運営に取り組んで参ります。今後とも、皆様方のご理解とご協力を願い申し上げ、就任の挨拶をいたします。よろしくお願ひいたします。以上で、臨時議長の職務を終了し、議長の職務を行います。ここで暫時休憩いたします。



休憩 午前 10 時 19 分

再開 午前 10 時 26 分



追加 1 の日程第 1 議席の指定

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。お諮りします。本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしましたとおり、日程を追加し、議事を進めることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議事を進めることに決定しました。追加日程第 1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、お手元に配りしました議席表のとおり指定します。ただいまから、議席番号と議員名を読み上げます。1 番、古川涉議員、

{「はい。」と、1 番議員。}

2 番、恒松隆生議員、

{「はい。」と、2 番議員。}

3 番、嶽本浩則議員、

{「はい。」と、3 番議員。}

4 番、梅山弘議員、

{「はい。」と、4番議員。}

5番、川邊一徳議員、

{「はい。」と、5番議員。}

6番、坂田朋美議員、

{「はい。」と、6番議員。}

7番、永田博人、8番、徳田正臣議員、

{「はい。」と、8番議員。}

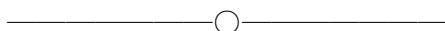
9番、市岡智恵議員、

{「はい。」と、9番議員。}

10番、黒木正照議員、

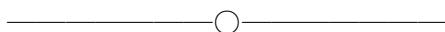
{「はい。」と、10番議員。}

以上でございます。



追加1の日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(永田博人議員) 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番議員、古川渉議員、2番議員、恒松隆生議員を指名します。

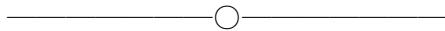


追加1の日程第3 会期の決定の件

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第3、会期の決定の件を議題とします。お諮ります。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。



追加1の日程第4 副議長の選挙

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第4、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員数は10人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、3番、嶽本浩則議員、4番、梅山弘議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。はい。投票用紙の配付漏れはありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

漏れなしと認めます。投票箱の点検をします。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。一番議員から順番に投票を願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。嶽本議員、梅山議員、開票の立ち会いをお願いします。

{開票}

選挙の結果を報告します。投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、市岡智恵議員が 8 票、徳田正臣議員が 2 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、市岡智恵議員が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

{議場の解錠}

ただいま副議長が当選されました。市岡智恵議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。市岡議員、副議長の当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

{「はい。」と、9 番議員。}

○9 番(市岡智恵議員) 皆様、おはようございます。先ほど、投票の結果、副議長を務めさせていただきます、市岡智恵です。議長の補佐、サポートとして頑張っていきたいと思います。相良村として、様々な問題が山積しておりますので、一人一人の皆さん、一つ一つ皆様と一緒に頑張って取り組んでいきたいと思いますので、皆様のご支援ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(永田博人議員) ありがとうございました。ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 37 分

再開 午前 11 時 42 分

追加 1 の日程第 5 議席の一部変更

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、追加日程第 5、議席の一部変更を行います。議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定によって、議席の一部を変更します。ただいまから、議席番号と議員名を読み上げます。

1 番、古川涉議員、

{「はい。」と、1 番議員。}

2 番、恒松隆生議員、

{「はい。」と、2 番議員。}

3 番、嶽本浩則議員、

{「はい。」と、3 番議員。}

- 4 番、梅山弘議員、
　　{「はい。」と、4 番議員。}
- 5 番、川邊一徳議員、
　　{「はい。」と、5 番議員。}
- 6 番、坂田朋美議員、
　　{「はい。」と、6 番議員。}
- 7 番、徳田正臣議員、
　　{「はい。」と、7 番議員。}
- 8 番、黒木正照議員、
　　{「はい。」と、8 番議員。}
- 9 番、市岡智恵議員、
　　{「はい。」と、9 番議員。}
- 10 番、永田博人、以上でございます。

○————

追加 1 の日程第 6 常任委員会委員の選任

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第 6、常任委員会委員の選任を行います。これより、常任委員会の委員を選任するため、全員協議会を開くことにします。よって、暫時休憩をします。

○————

休憩 午前 11 時 43 分
再開 午前 11 時 44 分

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。常任委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、常任委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。これより、常任委員会の正副委員長を選任するため、常任委員会を開くことにします。よって、暫時休憩いたします。

○————

休憩 午前 11 時 44 分
再開 午前 11 時 45 分

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。報告します。常任委員会の正副委員長が決まりました。まず、総務文教常任委員会の委員長に梅山弘議員、

{「はい。」と、4 番議員。}

副委員長に恒松隆生議員、

{「はい。」と、2番議員。}

産業福祉常任委員会の委員長に川邊一徳議員、

{「はい。」と、5番議員。}

副委員長に古川渉議員、

{「はい。」と、1番議員。}

以上のとおりです。

追加1の日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りします。議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名をしたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。これより、議会運営委員会の正副委員長を選任するため、議会運営委員会を開くことにします。よって、暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。報告します。議会運営委員会の正副委員長が決まりました。委員長に黒木正照議員、

{「はい。」と、8番議員。}

副委員長に梅山弘議員、

{「はい。」と、4番議員。}

以上のとおりです。

追加1の日程第8 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第8、人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員数は、10人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、川邊議員、

{「はい。」と、5番議員。}

6番、坂田議員を指名します。

{「はい。」と、6番議員。}

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

{投票用紙配付}

投票用紙の配布漏れはありますか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願い
ます。

{投票}

投票漏れはありますか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊議員、坂田議
員、開票の立会いをお願いいたします。

{開票}

選挙の結果を報告します。投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。有
効投票のうち、川邊議員5票、古川議員3票、坂田議員2票、以上のとおりです。こ
の選挙の法定得票数は2票です。したがって、川邊議員と古川議員が人吉球磨広域行
政組合議会議員に当選されました。議場の出入り口を開きます。

{議場の解錠}

ただいま、人吉球磨広域行政組合議会議員に当選されました、川邊議員と古川議員
が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。
川邊議員、古川議員、人吉球磨広域行政組合議会議員の当選承諾及び挨拶をお願いし
ます。まず川邊議員。

{「はい。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員)　ただいま選任されました、川邊一徳でございます。相良村議会
の代表として、しっかり職責を全うして参ります。よろしくお願ひいたします。

○議長(永田博人議員)　次に、古川議員。

{「はい。」と、1番議員。}

○1番(古川涉議員)　ただいま選任されました、古川涉と申します。相良村の代表とし
て頑張って参ります。よろしくお願ひします。

—————○—————

追加1の日程第9　人吉下球磨消防組合議会議員の選挙

○議長(永田博人議員)　次に、追加日程第9、人吉下球磨消防組合議会議員の選挙を行
います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に
よって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うと決定しました。
お諮りします。指名方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異

議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。人吉下球磨消防組合議会議員に黒木正照議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました黒木正照議員が消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました黒木正照議員が人吉下球磨消防組合議会議員に当選されました。ただいま人吉下球磨消防組合議会議員に当選されました黒木正照議員が議場におられます。会議規則第33条の2項の規定によって、当選の告知をします。黒木正照議員、人吉下球磨消防組合議会議員の当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

{「はい。」と、8番議員。}

○8番(黒木正照議員)　ただいま人吉下球磨消防組合議会議員に推選いただきました黒木正照です。相良村議会の代表といたしまして、消防議会、今、本庁舎問題等いろんな問題を抱えておりますけれども、皆さん方の支えをいただきながら精一杯務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。お世話なります。

—————○—————

追加1の日程第10　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(永田博人議員)　次に、追加日程第10、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に市岡智恵議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました市岡智恵議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、

{チャイム}

市岡智恵議員が、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました市岡智恵議員が議場におられます。会規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を行います。市岡議員、

当選承諾及び挨拶をお願いします。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、市岡議員。

○9番(市岡智恵議員) 熊本県後期高齢者広域連合議会議員として選任されました市岡です。また、相良村の議会の代表として、一生懸命頑張って参りますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

—————○—————

追加1の日程第11 川辺川ダム・治水対策特別委員会設置及び選任

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第11、川辺川ダム治水対策特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。お諮りします。川辺川ダム及び治水対策について、議員全員を委員として構成する川辺川ダム・治水対策特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、本件については、全員の委員で構成する川辺川ダム・治水対策特別委員会設置をこれに付託して調査することに決定しました。お諮りします。ただいま設置されました、川辺川ダム・治水対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、川辺川ダム・治水対策特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。これより川辺川ダム治水対策特別委員会の正副委員長を選任するため、特別委員会を開くことにします。よって、暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 正午 00時03分

再開 正午 00時03分

—————○—————

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。報告します。川辺川ダム・治水対策特別委員会の正副委員長が決まりました。委員長に梅山弘議員、

{「はい。」と、4番議員。}

副委員長に古川涉議員、

{「はい。」と、4番議員。}

以上のとおりです。

—————○—————

追加1の日程第12 広報発行特別委員会委員の選任

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第12、広報発行特別委員会の委員の選任についてを議題とします。お諮りします。広報発行特別委員会の委員の選任については、委

員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、広報発行特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。これより、広報発行特別委員会の正副委員長を選任するため、特別委員会を開くことにします。よって、暫時休憩をします。



休憩 正午 00 時 03 分

再開 正午 00 時 04 分



○議長（黒木正照君） 休憩前に引き続き会議を開きます。報告します。広報発行特別委員会の正副委員長が決まりました。委員長に川邊一徳議員、副委員長に市岡智恵議員、

{「はい。」と、9番議員。}

以上のとおりです。ここで暫時休憩をします。



休憩 午後 00 時 04 分

再開 午後 01 時 32 分



追加1の日程第13 承認第1号

○議長（永田博人議員） 休憩前に入りまして、会議を始めます。次に追加日程第13、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて、専決第1号、相良村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

はい。

○村長（吉松啓一君） こんにちは。改めまして、議員の皆様方、ご当選誠におめでとうございます。議会の構成も決まられたようで、議長をはじめ、副議長、各常任委員会委員、一部事務組合等へのご就任、誠におめでとうございます。ご存じのとおり、本村は、令和2年7月豪雨災害から創造的復興と更なる発展に向けて、鋭意取り組んでいるところでございますが、村民の皆様方の生活の安心安全な暮らしを進めるために議員の皆様方と一緒に頑張って参りたいと思いますので、どうぞご支援ご協力のほどをどうぞよろしくお願ひいたします。それでは議案のほうを提出させていただいておりますので、承認第1号についてご提案申し上げます。承認第1号、専決第1号、相良村税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明ら

かであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布されることに伴い、相良村税条例の一部を改正する条例を制定し、令和7年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分したものでございます。具体的な改正内容につきましては、個人住民税の所得控除について、特定親族特別控除の創設、軽自動車税種別割の標準税率の区分の改正、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備及び加熱式たばこに係る村たばこ税の課税標準の特例の新設などでございます。なお、専決処分年月日は、令和7年3月31日でございます。以上、承認第1号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げまして、専決処分の説明とさせていただきます。

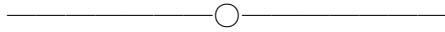
○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第1号、専決処分の承認を求めるについて、専決第1号、相良村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。



追加1の日程第14 承認第2号

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第14、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて、専決第2号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第2号、専決第2号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行

令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定し、令和7年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分したものでございます。具体的な改正内容につきましては、国民健康保険税の医療給付費分及び後期高齢者支援金等分の課税額に係る課税限度額の改定並びに減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しでございます。なお、専決処分年月日は、令和7年3月31日でございます。以上、承認第2号につきましても説明いたしましたが、内容ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ご質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第2号、専決処分の承認を求めるについて、専決第2号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

—————○—————

追加1の日程第15 承認第3号

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第15、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて、専決第3号、令和6年度相良村一般会計補正予算第8号を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第3号、専決第3号、令和6年度相良村一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の補正是、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,223万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億3,859万8,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして、45ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、議会費関係では、10万円の減額補正ですが、事業の完了などに伴い、不用と見込まれる額について減額補正をお願いするものでございます。次に、総務費関係では、2,307万4,000円の減額補正ですが、54ページの総

務管理費の一般管理費で、財政調整基金及び地域振興基金への積立金として 92 万 6,000 円の増額補正を、55 ページの企画費で、ふるさと応援寄附金促進手数料 800 万円の減額補正のほか、事業の完了などに伴い、不用と見込まれる額について減額補正をお願いするものが、主なものでございます。次に、民生費関係では、762 万 4,000 円の減額補正ですが、57 ページの社会福祉費の社会福祉総務費で、地域支援事業繰出金として 46 万 2,000 円の増額補正を、児童福祉費の児童福祉総務費で、59 ページの償還金、利子及び割引料で、県への児童虐待防止対策等総合支援事業費返還金として 31 万 2,000 円の増額補正を、児童措置費で、子どものための教育・保育給付費負担金として 276 万 8,000 円の増額補正のほか、事業の完了などに伴い、不用と見込まれる額について減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では、537 万 8,000 円の減額補正ですが、保健衛生費の保健衛生総務費で、60 ページの償還金、利子及び割引料で、国への母子保健衛生費国庫補助金返還金として 2 万 2,000 円の増額補正のほか、事業の完了などに伴い、不要と見込まれる額について減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では、1,150 万円の減額補正ですが、62 ページの林業費の森林経営管理事業費で、相良村森林環境保全整備事業補助金 440 万円の減額補正のほか、事業の完了などに伴い、不用と見込まれる額について減額補正をお願いするのが主なものでございます。次に、商工費関係で 10 万円、土木費関係で 30 万円の減額補正ですが、財源組替えのほか、職員の共済費の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、消防費関係では、1,200 万円の減額補正ですが、63 ページの消防費の非常備消防費で、消防団員報酬 210 万円の減額補正を、64 ページの防災対策費で、県が実施する第 3 世代地域衛星通信システム整備に対する県への負担金 640 万円の減額補正のほか、事業の完了などに伴い、不用と見込まれる額について減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、教育費関係では、5,284 万円の増額補正ですが、教育総務費の事務局費で、65 ページの積立金で、学校建設等基金への積立金として 5,900 万円、給食管理費の共同調理場管理費で、学校給食材料費として 24 万円の増額補正のほか、事業の完了などに伴い、不用と見込まれる額について減額補正をお願いするものが主なものでございます。最後に、災害復旧費関係では、500 万円の減額補正ですが、67 ページの公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費で、施工実績数量に基づき、令和 2 年発生村道新村井沢線(新村橋)橋梁災害復旧工事 500 万円の減額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源と致しまして、44 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、県支出金、繰入金、諸収入及び村債などを減額し、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国庫支出金、財産収入などをもって充てるものでございます。また、42 ページの第 2 表、繰越明許費補正において、令和 6 年度内において、事業の完了が困難となりました、2 事業の追加及び 5 事業の繰越額の変更をお願いし、43 ページの第 3 表、地方債補正において、村道整備事業及び公共土木災害復旧事業の限度額の変更及び消防防災情報通信施設整備事業廃止について併せてお願いするものでございま

す。なお、専決処分年月日は、令和7年3月31日でございます。以上、承認第3号につきましてご説明致しましたが、内容ご審議の上ご承認賜りますよう、お願ひ申し上げまして専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) はい。せっかくの初議会でありますので、決算の時でもよろしいわけですが、今の段階で状況をお尋ねしたいと思っております。54ページ、通算で54ページに市町村アカデミーの分の10万円でしたか、落とされていますけど、市町村アカデミーへの相良村としての参加状況というはどういうふうになってるか、どれぐらい研修に参加されたか、その状況を、6年度の状況を教えていただければと思っておるところです。

○議長(永田博人議員) はい、川邊総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) こんにちは。総務課長、お答えいたします。予算上、市町村アカデミー等職員研修でございます。市町村アカデミーへの研修につきましては、コロナ禍が始まる前は行ってたんですけども、コロナ禍が流行りまして、それ以降については、参加はしていないところでございます。近隣の遠くて福岡あたりの研修には参加をしているところでございますが、アカデミー自体での研修の参加は見送っているところでございます。以上でございます。

○7番(徳田正臣議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) こういった状況の中で、時代が変わつてると言いながらも、なかなかその行政っていうのは、民間に比べると社会対応能力っていうのが率直言って低いのではないかなと思っておりまして、やはり一番、やはり対応能力時代的にマッチするような地域づくりをするためには、やはり人材育成だと思っておりますので、コロナはもう既に、いろいろ地域ありますけども、状況的には他の自治体も活発に職員研修をやっておりますので、これはここでの要望になりますけど、人材力育成のために思い切った予算を今後も組んでいただいて、やっていただきますように、特に職員の研修は、これは村づくりの強力なスタッフでありますので、よろしくお願いしたいと思っております。あとですね、これは55ページの通算のとがんばる交付金についてですけども、18行政区の中でどれぐらい取り組まれたか、大体その取り組み内容も含めて教えていただければと思っております。

○議長(永田博人議員) はい、総務課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

はい、失礼しました。佐竹商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) こんにちは。企画商工課長、お答えします。頑張る地域応援補助金に関しては、18 行政区中、12 行行政区の方に活用いただいております。主な活動の状況なんですかけれども、地域内の美化作業、環境美化作業と集落内の例えば里道の整備、また、集会施設の敷地の整備、あとは集会施設内で使われる備品の購入、あと集落内の安全対策に活用いただいているところです。以上、お答えいたします。

○7番(徳田正臣議員) はい。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 議長、はい、以前は地域づくり補助金ということで、さっき交付金と言いましたけど、これ補助金ですね。この趣旨を単なるそのいわゆるばらまきとかではなくて、何のためにがんばる補助金を出すのかということを、この人口減少社会の中で、自立した地域づくりを行うために、もうちょっと趣旨を何か明確にした上で、今後、担当課のほうで議論されて予算を組んでおられますけども、なかなかこれは住民の皆さん方っていうのは理解できない、単なるお金をもらいたいという感じもありますので、趣旨をもうちょっと徹底して、この補助金を交付してもらうようにしていただければなと思っているところです。私としてはとりあえず 2 点、以上です。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ございませんか。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) はい。5番、川邊です。質疑いたします。59 ページの児童措置費の中の子どものための教育保育給付金の負担金についてですけれども、以前、全協の中でも説明がありましたけれども、再確認の意味で、今、何名ほどいらっしゃるのかと概要についてお願ひいたします。

○議長(永田博人議員) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(平田智博君) こんにちは。4月1日の人事異動で保健福祉課長を拝命しました、平田といいます。よろしくお願ひいたします。まず、今、ご質問がありました子どものための教育保育給付費ということで、まず保育所関係のほうでは、今現在、通われている方は、あかつき保育園のほうでは村内合計の 29 名で、村内の方が 20 名、受託で 9 名となっております。なつめ保育園のほうでは合計の 64 名で、村内の方が 61 名、受託が 3 名となっております。四浦保育所のあざみ園のほうでは、合計の 8 名ということで、村内が 5 名、受託が 3 名となっております。この子どものための保育、教育保育給付費負担金につきましては、保育所等を利用する際に施設型給付費等を支給するものでございまして、国のほうから 2 分の 1、県が 4 分の 1 と村が 4 分の 1 ということで支給のほうを行っております。今回は公定価格改正がありまして、それに伴う不足分を増額しております。以上、お答えします。

○5番(川邊一徳議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長(永田博人議員) はい、他にご質疑ございませんか。ありませんね。質疑はありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第3号、専決処分の承認を求めるについて、専決第3号、令和6年度相良村一般会計補正予算第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。したがって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第16から日程第18 承認第4号から承認第6号

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第16、承認第4号、専決処分の承認を求めるについて、専決第4号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第5号から、追加日程第18、承認第6号、専決処分の承認を求めるについて、専決第6号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第4号までを一括議題とします。本件について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第4号、専決第4号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第5号から承認第6号、専決第6号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第4号までについて一括してご説明申し上げますが、承認第4号から承認第6号の案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。初めに、承認第4号、専決第4号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,975万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,078万1,000円とするものでございます。補正の内容としましては、75ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明致します。まず、歳出につきましては、78ページの保険給付費の療養諸費で、給付実績見込みにより、療養給付費負担金1,524万7,000円の減額補正のほか、事業の完了に伴い、不用と見込まれる額について減額補正をお願いするのが主なものでございます。歳入につきましては、77ページに計上しておりますが、国民健康保険税、県支出金、財産収入及び繰入金を減額するものでございます。なお、

専決処分年月日は、令和7年3月31日でございます。次に、承認第5号、専決第5号、令和6年度相良村介護保険特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ129万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,765万4,000円とするものでございます。補正の内容としましては、86ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明致します。まず、歳出につきましては、89ページの保険給付費の介護サービス等諸費で、実績見込みに基づき、居宅介護サービス給付費負担金129万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、88ページに計上しておりますが、国庫支出金を減額し、県支出金及び繰入金をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は、令和7年3月31日でございます。最後に、承認第6号、専決第6号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,247万5,000円とするものでございます。補正の内容としましては、96ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明致します。まず、歳出につきましては、99ページの後期高齢者医療広域連合納付金において、実績見込みに基づき36万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、98ページに計上しておりますが、繰入金を減額し、後期高齢者医療保険料をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は、令和7年3月31日でございます。以上、承認第4号から承認第6号までについて一括してご説明いたしましたが、内容ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げまして、専決処分の説明とさせていただきます。すみません。

○議長(永田博人議員)　　はい。

○村長(吉松啓一君)　　ちょっと訂正をお願いしたいと思います。介護保険の補正の関係で、総額の数字を言い間違えましたので、正確には7億8,765万6,000円ということでございます。以上、訂正させていただきます。

○議長(永田博人議員)　　提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんね。次に原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第4号、専決処分の承認を求めるについて、専決処分、専決第4号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第5号から承認第6号、専決処分の承認を求めるについて、専決第6号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第4号までを採決します。この採決は起立によって行います。初めに、承認第4号、専決処分の承認を求めるについて、専決第4号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第5号を採決します。本件に

については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、承認第4号は、承認することに決定いたしました。

○議長(永田博人議員) 次に、承認第5号、専決処分の承認を求めるについて、専決第5号、令和6年度相良村介護保険特別会計補正予算第4号を採決します。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。したがって、承認第5号は、承認することに決定いたしました。

○議長(永田博人議員) 次に、承認第6号、専決処分の承認を求めるについて、専決第6号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を採決します。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

追加日程第19 承認第7号

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第19、承認第7号、専決処分の承認を求めるについて、専決第7号、令和7年度相良村一般会計補正予算第1号を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第7号、専決第7号、令和7年度相良村一般会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ623万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,128万8,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきましては、110ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますが、災害復旧費関係で623万円の増額補正でございます。112ページの農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、令和2年発生林道相良五木線災害復旧工事について、令和5年度の事故繰越し予算のうち、未契約事業分の予算として623万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、109ページの歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国庫支出金及び繰入金をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は、令和7年4月1日でございます。

以上、承認第7号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) はい、建設課長にお尋ねいたします。もう令和2年の豪雨災害の災害復旧、林道五木相良線ということではありますけども、あちこちで工事、建設課担当でやってらっしゃる中で、予算を上げたり下ろしたりされたり、事故繰越しとかあったりするもんですから、なかなか村民さん、我々にも分かりにくい部分があるんです。ですから、ここで今後の災害復旧関係で建設課が担当する工事としてどんな工事が残っていて、いつ頃、一通り災害復旧、令和2年の豪雨災害への作業復旧工事が終了するかということをちょっと説明していただければと考えております。

○議長(永田博人議員) 大土手建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) こんにちは。建設課長、お答えいたします。まず、今回の補正の中で林道の相良五木線の災害復旧工事につきましては、全部で令和2年度当初は、1号箇所から10号箇所までございました。完了しておりますのが、9号箇所、10号箇所を先に竣工いたしまして、1号箇所、2号箇所が竣工しております。3号箇所は、今、施工中でございまして、今回の4号箇所につきましては、3号箇所が竣工しないと次の現場に入れない状況でございます。令和5年度の事故繰り予算として計上しておりましたけれども、契約ができない状態で、事故繰越しできませんので、新年度の予算として、今回、計上させていただいたものでございます。残り、今の4号箇所を入れまして、5号箇所、6号箇所、7号箇所、8号箇所まで残っております。それから残りの災害復旧事業ですけれども、大字柳瀬の新村橋の災害復旧事業がございまして、予定では、今年の7月を目処に竣工する予定となっております。災害復旧事業につきましては、以上のとおりとなっております。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 以上で、結構です。

○議長(永田博人議員) 他にご質疑ございませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。原案に反対者の発言を許します。ありませんね。討論がありませんので討論なしと認めます。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第7号、専決処分の承認を求めるについて、専決第7号、令和7年度相良村一般会計補正予算第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

はい。起立全員です。したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。

追加日程第20 同意第7号

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第20、同意第7号、相良村監査委員の選任について、同意を求める件についてを議題とします。お諮りします。本件については、嶽本浩則議員の一身上に関する案件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、嶽本議員を除斥したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、嶽本議員を除斥することに決定しました。嶽本議員の退場を求めます。嶽本議員退場。

{3番議員退場}

はい、それでは、本件について、提出理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、同意第7号、相良村監査委員の選任につきましてご説明申し上げます。議會議員の任期が令和7年4月30日付けをもちまして、満了したことに伴いまして、議員のうちから新たに嶽本浩則氏を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がありますのでご提案するものでございます。以上、同意第7号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議の上ご同意賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提出理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、本件に反対者の発言を許します。次に、本件に賛成者の発言を許します。ありませんね。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、同意第7号、相良村監査委員の選任について、同意を求める件についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、同意第7号は、同意することに決定しました。嶽本議員の入場を認めます。

{3番議員入場}

ここで、嶽本議員に申し上げます。ただいまの監査委員の選任については、全員一致で同意することに決定いたしました。

追加日程第21 閉会中の継続調査申し出の件

○議長(永田博人議員) 次に、追加日程第21、閉会中の継続調査申し出の件を議題と

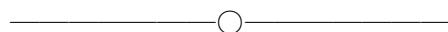
します。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会及び川辺川ダム・治水対策特別委員会の各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とともに、ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。本日、議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によってその整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで、本日の日程は全部終了しました。令和7年第4回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。



閉会 午後02時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員